

「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」の改正について

平成 25 年 2 月
環境省地球環境局
地球温暖化対策課

1. 背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定により、事業者に次の 2 つの努力義務が課せられている。

事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用する努めること（第 20 条の 5）。

事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造等を行うにあたっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めること（第 20 条の 6）。

また、主務大臣（環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣）は、事業者がこれらの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）を公表することとされており（第 21 条）、業務部門、廃棄物部門、及び日常生活における排出抑制の寄与については排出抑制等指針が策定・公表されているところ。

今般、産業部門（製造業）における排出抑制等指針を公表するため、指針を改正する。

2. 改正の概要

法の規定にあわせ、

事業者の、自らの事業活動に伴う排出の抑制等に関する部分

事業者の、国民の日常生活からの排出の抑制等への寄与に関する部分

の大きく 2 つの部分による構成となっており、及び をそれぞれ第一及び第二と規定しているところ。

このうち、第一の部分について、すでに定められている業務部門の取組を二、廃棄物処理部門活動における取組を三とし、一に、産業部門（製造業）活動における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項として、次のものを定める。

一 産業部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

産業部門活動（製造業）における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努める。

体制の整備、重要性についての職員への周知徹底
設備、温室効果ガス排出量、運転等の状況の適切な把握
情報収集、活用
設備の選択及び使用方法の将来的見通し、計画の構築
の実施状況及びその効果の把握
継続的かつ効果的な取組の実施

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努める。

次に示す設備ごとに、その選択については、下記視点を踏まえ検討・措置を講ずることが望ましい。

- 設備の耐用年数を考慮に入れ、特にその新設、更新又は改修の際の措置
- 地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用
- E S C O事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善

ア 燃焼設備
イ 熱利用設備
ウ 廃熱回収設備
エ 空調設備・換気設備
オ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備
カ 発電専用設備
キ 受変電設備
ク コージェネレーション設備
ケ 電動力応用設備・電気加熱設備
コ 照明設備・昇降機設備・事務用機器等
サ 建物
シ 工場エネルギー管理
ス 流体・余剰蒸気の活用等
セ 未利用エネルギーの活用等

温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法

事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努める。

特に次に示す設備ごとに、その使用方法について、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、E S C O事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

- ア 燃焼設備
- イ 熱利用設備
- ウ 廃熱回収設備
- エ 空調設備・換気設備
- オ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備
- カ 発電専用設備
- キ 受変電設備
- ク コージェネレーション設備
- ケ 電動力応用設備・電気加熱設備
- コ 照明設備・昇降機設備・事務用機器等
- サ 建物
- シ 工場エネルギー管理
- ス 流体・余剰蒸気の活用等
- セ 未利用エネルギーの活用等

3. 公布日及び施行日

公布日・施行日：平成 25 年 4 月初旬予定